

若手交流会規程

(名称)

1. 本交流会は、社団法人日本分析化学会若手交流会と称する。

(目的)

2. 本交流会は、支部間を超えた若手分析化学研究者の連絡交流に基づく連携強化と若手の活性化を図ることを目的とする。

(活動)

3. 本交流会は、前項の目的を達成するために次の活動を行う。
 - ① 日本分析化学会の年会・討論会付設の若手シンポジウム等を担当する支部若手の会を支援する。
 - ② メールングリストやホームページを通して、分析化学に関する情報交換を行うと共に各支部間の若手の連携を深める。
 - ③ その他、目的に沿った活動を企画する。

(構成員と組織)

4. 本交流会は各支部若手の会の本部組織であり、各支部若手の会に所属する分析化学会会員によって構成される。
5. 各支部若手の会で決められた若手交流会幹事を委員とする幹事会を設ける。幹事の決め方は各支部若手の会に一任する。
6. 幹事の中から代表者（幹事会委員長）1名を選び、本部との連絡、会計管理等を行う。委員長の任期は2年とする。

(運営)

7. 本交流会の企画並びに運営は、幹事会の合議により行う。
8. 本交流会の活動は、若手交流会基金と各支部若手の会に交付された補助金により行う。

(若手交流会基金)

9. 「分析21世紀基金」の残金および本交流会の活動に必要と認められた補助金等を「若手交流会基金」とする。
10. 「若手交流会基金」の管理は若手交流会幹事会が行う。

(規則の変更)

11. 本規程の改訂は、幹事会の議を経て行い、理事会の承認を必要とする。

付則 この規程は2001年3月1日から施行する。

2001年9月14日理事会承認